

第2次瀬戸市 教育アクションプラン

(瀬戸市教育振興基本計画)

平成28年度～平成37年度

【概要版】



●瀬戸市の目指す「生き抜く力」

- 【1】 夢や希望をもち、その実現に向けて限りない努力をすること
- 【2】 失敗や挫折があっても簡単にくじけたり逃げたりしない心の強さをもつこと
- 【3】 まわりの人への思いやりをもち、互いに支え合うことができること

●3つの基本理念

瀬戸のすべての**子ども**たちが「瀬戸で**学んで**よかった」
瀬戸のすべての**親たち**が「我が子を瀬戸で**育てて**よかった」
瀬戸のすべての**市民**が「瀬戸で**生きて**よかった」

●「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するため、5つの基本的な方向を目指します。



●計画を見通す共通の視点

- 一人ひとりの異なる価値観などの個性を認め合う“**多様性**”の尊重
- 学校・家庭・地域とともに、社会全体で子どもを育む“**横**”の連携
- 生涯学習社会に向けて、年齢や成長に応じた切れ目のない“**縦**”の接続
- 適正な学習環境と魅力ある学校づくりによる“**信頼**”の構築

●基本目標と基本施策

7つの基本目標の下に、基本施策を設定し、さらに、その下に主な事業を配置することにより、本市の教育に関する施策を総合的かつ系統的に推進していきます。

基本目標① 確かな学力の定着と向上

- 基本施策① 基礎的、基本的学力の習得
- 基本施策② 学んだことを生かす教育活動の推進
- 基本施策③ 教職員の教育力の向上



基本目標② 豊かな心の育成

- 基本施策④ いのちを大切にする教育の推進
- 基本施策⑤ いじめや問題行動への対応の充実
- 基本施策⑥ 不登校児童生徒への対応の充実
- 基本施策⑦ 文化芸術活動の支援や文化財の保存・活用
- 基本施策⑧ 図書館サービスの充実



基本目標③ 健やかな体の育成

- 基本施策⑨ 規則正しい生活習慣の定着と健康の増進
- 基本施策⑩ 体力の向上とスポーツの振興



基本目標④ 多様な個性やニーズに応じた教育の推進

- 基本施策⑪ 支援が必要な子どもへの対応の充実
- 基本施策⑫ 多文化共生社会に向けた教育の推進



基本目標⑤ 地域や社会とつながる教育の推進

- 基本施策⑬ 瀬戸らしさを生かした特色ある教育の推進
- 基本施策⑭ 地域とともにある学校づくりの推進
- 基本施策⑮ 未来を生き抜く子どもの育成
- 基本施策⑯ 男女共同参画社会の推進

基本目標⑥ ライフステージに応じた切れ目のない教育の推進

- 基本施策⑰ 子育て支援と家庭教育の充実
- 基本施策⑱ 関係機関の連携による教育の推進
- 基本施策⑲ 生涯にわたり、相互に学び合う教育の推進



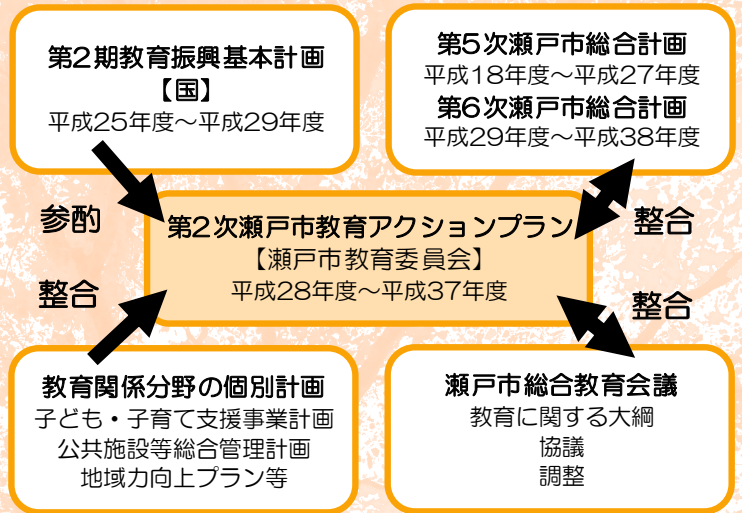
基本目標⑦ 適正で魅力ある教育環境の充実

- 基本施策⑳ 魅力ある学校づくりと適正規模・適正配置の推進
- 基本施策㉑ 安心して安全な学校づくりの充実
- 基本施策㉒ 信頼される学校づくりの推進

● 計画策定の趣旨と位置づけ

- この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づくアクションプラン（行動計画）です。
- 平成18年度策定の「瀬戸市教育アクションプラン」の3つ基本理念を踏襲した後継計画になります。
- 「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するために、「5つの基本的な方向」と「知・徳・体とともに共通の視点」を基調とした施策と事業に取り組みます。

【 計画の位置づけ】



● 計画の期間

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
瀬戸市教育アクションプラン	(前計画期間)			第2次									
瀬戸市教育大綱				瀬戸市教育大綱									
瀬戸市総合計画	第5次			第6次									
教育振興基本計画(国)	第2期												

● 進捗管理と評価方法

- 毎年度、実績、課題、目的達成状況、今後の方策などを評価及び検証し、次年度への施策の取り組みに生かしていくというPDCAサイクルなどの手法を効果的に活用していきます。
- また、教育は指標により達成状況などを評価することが困難な事柄も多いことから、数値により安易に判断するのではなく、学校現場や子どもたちの気持ち、市民の意向などを的確に把握し、改善を進めていきます。
- 22の基本施策については、担当課へのヒアリングや「瀬戸市教育アクションプラン推進会議」委員を中心に、広く市民の方からの意見を反映することにより、事務事業の自己点検・評価を行います。また、事務事業の自己点検・評価の結果を踏まえ、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応して、計画の見直しを進めます。
- 「第6次瀬戸市総合計画」との整合性を図るため、必要に応じた見直しを行います。また、計画期間5年経過時点で、各基本施策に掲げた評価指標の実績値と目標値を比較するなど、施策の進捗状況を的確に把握するとともに、社会情勢の変化に伴い、基本施策の見直しや評価指標の変更などを検討します。



発行・編集：瀬戸市教育委員会
 お問い合わせ：瀬戸市 教育部 教育政策課
 瀬戸市追分町64番地の1
 電話：(0561)-88-2750
 ファクシミリ：(0561)-88-2755
 メール：kyoikuseisaku@city.seto.lg.jp